

令和７年８月１日（金）【ver.1】

Ｑ１ 予算の範囲内で先着順になりますか。

Ａ．申請受付は８月１日（金）午前８時３０分から開始いたします。受付方法を窓口のみとしている為、受付した順で審査をさせていただきます。ただし書類の不備等で順番が前後する可能性がありますので、提出する際はチェック表【別表１－２】で確認した上で申請してください。多くの事業者には支援金を交付できるよう予算を見込んでおりますが、確実にお約束できるものではありませんので、書類の準備が整い次第、お早めに申請してください。

Ｑ２ 本社が市外にありますが申請可能ですか。

Ａ．多治見市内に事業所を有する中小企業者等を対象としているため、本社が市外にあっても多治見市内に事業所（工場）を有し、その場所で工業用ＬＰガスを使用しているのであれば対象となります。その場所で工業用ＬＰガスを消費していることがわかる書類も併せてご提出ください。

例）市内事業所（工場）の住所が明記してある領収書 など

Ｑ３ 支援の対象期間を教えてください。

Ａ．令和６年１０月使用分から令和７年３月使用分までの期間のうち２ヶ月分です。この２ヶ月は連続している必要はありません。月の使用分が対象となりますので、例えば、支払が令和６年１０月でも令和６年９月使用分に対するものであれば、申請不可となります。請求書に記載の〇月分を基に記載してください。しかし、請求書に〇月分と記載がない場合、本制度における「〇月使用分」とは、請求書に記載されたガスの「使用期間の最終日が属する月」を基準としてカウントします。例えば、９月１５日～１０月１４日が使用期間の場合は「１０月使用分」として扱います。

Ｑ４ 申請から支給までの期間はどのくらいですか。

Ａ．基本的には申請受付から２ヶ月以内に入金をいたします。しかし、多くの申請が見込まれ、申請状況等によって入金までの期間が変わってきます。余裕を持った、早めの申請をお願い致します。

Ｑ５ 事業者における申請箇所数の上限はありますか。

Ａ．当該支援金の交付回数は、同一の対象事業者につき１回限りとしております。その為、複数工業用ＬＰガスを使用している事業所（工場）がある場合はまとめて申請してください。

尚、別会社で社名が異なる場合（代表者が同一の場合も含む）は、別事業者と判断するため、それぞれで申請してください。

Ｑ６ 支払料金は領収書で確認できると思いますが請求書も必要ですか。

Ａ．工業用ＬＰガスを使用していることを判断するのに請求書や納品書等で使用量が「ｔ（トン）またはｋｇ（キログラム）」表記されているかで確認いたします。つまり、工業用ＬＰガス使用量とそれに対する料金を支払ったことが分かる書類をご提出いただきたいと思います。

Ｑ７ 工業用ＬＰガスを消費していることが分かる書類は具体的に何がありますか。

Ａ．工業用ＬＰガスを保管しているタンクに「工業用ＬＰガス消費設備」の表示がある看板が掲示されているかと思えます。この設置写真にて消費施設であることを確認します。その他の書類でも同様な確認ができれば申請可能です。書類は紙媒体での提出をお願いいたします。

Ｑ８ 工業用ＬＰガスを販売している事業者は支給対象になりますか。

Ａ．高圧ガス保安法が適用される工業用ＬＰガスを購入して市内で事業を行っている中小企業者等の方が対象となります。このため、ＬＰガスの販売店は対象となりません。